

相生市地域創生戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、相生市地域総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定し、推進するにあたり、総合戦略に幅広い分野からの意見等を反映するため、相生市地域創生戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) その他地域創生に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 産業界及び金融機関の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域団体等の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の定数は10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 戦略会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は市長が招集する。

3 委員長は、戦略会議の会務を総理し、戦略会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理す

る。

5 戦略会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 戦略会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 戦略会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、企画広報課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。